

令和 5 年 6 月 12 日現在

機関番号：34416

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2022

課題番号：19K13566

研究課題名（和文）民事手続法における「承継」の意義と要件

研究課題名（英文）Significance and Requirements of Succession

研究代表者

池田 愛（Ikeda, Megumi）

関西大学・法学部・准教授

研究者番号：50756195

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,100,000円

研究成果の概要（和文）：民事手続法上、訴訟の当事者に「承継」が生じた場合、それが問題となる場面ごとに異なる重大な効力が結びつけられている。「承継」が問題となる場面としては、（1）訴訟承継、（2）既判力の拡張、（3）執行力の拡張の3つが考えられるところ、本研究は、各場面において、いかなる場合に承継が認められるのか（＝承継の要件）ということと、承継が認められる場合の具体的な効果（＝承継の意義）について探求を行った。とりわけ、承継人に与える影響が重大なものとなる、（2）既判力の拡張および（3）執行力の拡張場面における問題について重点的な研究を行い、研究会での報告を経た後に、論説を公表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

「承継」に結びつけられた効果のうち、「既判力の拡張」は、これが認められると、承継人は前主を当事者とする訴訟において確定された前主と相手方当事者間の権利義務の存否を争えなくなるため、裁判を受ける権利が侵害される可能性がある。また、「執行力の拡張」の場合、承継人は、未だ裁判において確定されていない承継人自身に対する請求権につき執行を受けることになる点で、より大きな影響を受ける。本研究は、このような重大な効果をもたらす「承継」とはいかなる場合に認められるのか（承継の要件）ということと、承継人は何故そのような効果を受けなければならないのか（正当化根拠）という視点を踏まえ明らかにしようとしたものである。

研究成果の概要（英文）：In the Civil Procedure Law, when a party to the litigation has a succession, different significant effects are linked depending on the situation in which it becomes an issue. There are three situations in which "succession" becomes an issue: (1) succession to litigation, (2) expansion of res judicata power, and (3) expansion of enforcement power. In each case, I explored under what circumstances the succession would be Permitted(= requirements for succession) and the specific effects (=significance of succession) when succession was permitted. In particular, I conducted intensive research on the problems of (2) expansion of res judicata and (3) expansion of enforcement power, which would have a serious impact on the successor, and published an editorial after making an academic report.

研究分野：民事訴訟法

キーワード：口頭弁論終結後の承継人 既判力の拡張 執行力の拡張

1. 研究開始当初の背景

訴訟の当事者に「承継」が生じた場合、民事手続法上、それが生じた時期に応じて、異なる訴訟法上の効果が生じるとされている。すなわち、承継が、訴訟係属中に生じた場合には(1)訴訟承継が、事実審の口頭弁論終結後に生じた場合には(2)既判力の拡張および(3)執行力の拡張がなされるとされている。これらはどれも承継人にとって非常に重大な影響をもたらすものであり、したがって、このような効果と結び付けられている「承継」とは、果たしていかなる場合に認められるのか【=承継の要件】を明らかにすることは、民事手続法学にとって重要な意義があると考えた。これが本研究課題の申請時における主たる動機である。

さらに、ひとえに「承継」といっても、(1)(2)(3)の各場面によって、承継人が受ける効果の内容には違いがあり、そうだとすれば、その効果の発生要件たる「承継」の内容も場面ごとに異なるはずである。そこで、本研究では、(1)(2)(3)の場面に応じた「承継」の要件を模索することとした。

また、各効果の発生要件を検討するにあたっては、そもそもその要件具備(=承継)によって生じた効果を承継人が受けるということは、具体的には何を意味するのかを明らかにする必要があるとも考えた。というのも、私は、従来より、承継の要件は承継によって生じる効果を正当化する根拠たりうるものでなければならぬとの考えに基づき、主として既判力の拡張場面における承継の要件の模索を行ってきたからである(拙稿「ドイツにおける既判力の拡張と承継人について—日本における『口頭弁論終結後の承継人』論への示唆を求めて—」同志社法学 65 巻 4 号 111 頁(2013)、同「行動弁論終結後における『承継の要件』に関する一試論—既判力の拡張根拠との結合を目的として—」同志社法学 66 巻 5 号 129 頁(2015)参照)。すなわち、効果を正当化する根拠を考えるにあたっては、そもそもその効果の具体的な内容が明らかにされていることが必要不可欠となるためである。そこで、本研究は、承継の要件を考案するために必要な準備作業として、承継によってもたらされる承継人に対する効果の具体的な内容【=承継の意義】を明らかにすることも試みることにした。このように、本研究の背景には、これまで行ってきた「承継人に対する既判力の拡張」に関する研究を深化・発展させるという動機がある。

2. 研究の目的

本研究の目的は、民事手続法における場面ごとの「承継」の意義と要件を明らかにすることであった。

具体的には、まず、従来の研究をさらに深化させるために、「既判力の拡張根拠」となる「承継」の要件とは何かを明らかにすることを第一目的とした。とりわけ、その要件の1つと考えられる「実体法上の依存関係」につき、具体化・明確化を試みる予定であった。

次に、「既判力の拡張」、「執行力の拡張」、「訴訟承継」の場面ごとにおける「承継」の意義を明らかにした上で、それを反映させた承継の要件を考案することが第二目的であった。具体的には、それぞれの場面で、承継人に対する各効果の違いから、「承継」の要件の判断基準に違いが生じるか、生じるとすれば各場面における「承継」の要件の判断要素としてどのような事由を考慮すべきかを明らかにすることを目的としていた。

そして、上記目的の達成により、従来の議論に比して、より精確で具体的な利益状況に即した承継論の定立を行うことが本研究の最終目的であった。

3. 研究の方法

前述した(1)～(3)の場面のうち、(2)既判力の拡張場面における「承継」の問題に関する研究の一環として、本研究の申請時から本研究期間が開始するより前の期間において、区分所有法 59 条の競売請求訴訟において区分所有権が譲渡された場合に、何をもち「承継」とみるのか(承継の要件)ということ、そして承継が認められた結果既判力が拡張されることとなるが、それは具体的にはどういうことを意味するのか(承継の意義)ということについて考察を深めていた。そこでは、既判力の拡張とともに、承継人に対する競売申立ての可否についても研究対象としたのであるが、その際に、「執行力の拡張場面に関する議論(主として起訴責任転換説と権利確認説の対立)」について検討する必要性があることを実感した。

そこで、本研究期間においては、当初の予定(承継の要件としての依存関係説の具体化・明確化)を変更し、主として(3)「執行力の拡張」場面に関する問題に取り組むこととした。その方法は以下の通りである。すなわち、まずは、日本法に関する議論状況につき、民事執行法制定前まで遡り、民事執行法制定前(これはさらに、旧民事訴訟法制定前と旧民事訴訟法制定後に細分化される)と民事執行法制定前後に分けて、今一度、関連文献の整理・分析を行った。次に、ドイツにおける議論状況につき、ドイツにおいて承継人に対する執行力の拡張に関する議論が注目を浴びる契機となった土地債務の譲渡事例(債権者側の承継事例)に関する連邦通常裁判所の2つの判例および当該判例に関する議論と、債務者側の承継が生じた場合の取扱いに関する議論を調査・分析した。最後に、前記 から得られた資料をもとに私見の組み立てを行い、これらをまとめて研究会にて報告し、そこで得られた助言・批判等を反映させた上で論説と

して公表するという方法で行った。

4. 研究成果

民事手続法上、「承継」には、それが問題となる場面ごとに異なる重大な効力が結びつけられている。「承継」が問題となる場面としては、(1) 訴訟承継、(2) 既判力の拡張、(3) 執行力の拡張の3つが考えられるところ、前述したとおり、本研究は、各場面において、いかなる場合に承継が認められるのか(=承継の要件)ということと、承継が認められる場合の具体的な効果(=承継の意義)の探求を行うことを目的としていた。

このような目的のもとで、2019年度以前は、特に(2)「既判力の拡張」場面における「承継」の問題について考察を深め(参照:拙稿「区分所有法59条の競売請求訴訟と区分所有権の譲渡をめぐる諸問題」熊本法学145巻65頁(2019))、2019年度及び2020年度は、(3)「執行力の拡張」場面における「承継」の問題に取り組んだ。具体的には、ドイツにおける2つのBGHの判例と、これらの判例を契機として展開された学説上の議論の調査を行った。さらに、ドイツ・日本の議論状況を整理・検討したうえで、一応の試論を組み立て、その内容を研究会にて報告した(参照:研究会報告「債務名義成立後の承継人に対する執行力の拡張についての一試論—土地債務の譲渡に関するドイツ連邦通常裁判所の判例を素材として—」関西民事訴訟法研究会2021年3月27日)。

また、2020年度においては、拙稿「抽象的作為請求としてなされた放射性物質の除去請求における訴えの適法性」関大法学70巻5号1396頁(2021)も公表した。訴えの適法性は、訴訟手続における場面と執行における場面のそれぞれで問題となり得るものであり、その関係性が問われるという点では本研究課題と共通性がある。この論文の執筆は、訴訟と執行の各場面を意識した理論を構築するにあたっての基本的姿勢の獲得に役立った。

そして、2021年度及び2022年度は、上記研究会報告においてご臨席いただいた先生方からのご教示・ご批判等を踏まえ、より考察を深めた上で、論説の執筆作業を行い、公表することができた(参照:拙稿「債務名義成立後の承継人に対する執行力の拡張についての一試論—土地債務の譲渡に関するドイツ連邦通常裁判所の判例を素材として—」関大法学72巻1号146頁(2022))。そこでは、(3)執行力の拡張場面において、「承継」が問題となりうる局面には、執行文付与手続の局面、異議手続の局面、判決手続の局面の3局面があり、全ての局面を通して「承継」の要件(あるいはその具体的内容)を統一的に理解する考えに疑問を呈し、各局面の手続の特殊性や意義に応じて、その手続に相応しい審理対象を考えるべきとの結論に至った。

また、(1)「訴訟承継」の場面における「承継」の問題(主として、承継人は前主が行った訴訟追行の結果に拘束されるか。拘束されるとすればいかなる根拠に基づくのか。また原則として承継人に対する拘束を認めるとしても、承継人の手続保障の観点より、このような拘束に対する例外を認めるべき場面があるのではないかと。もしあるとしたらいかなる場合か、といった問題)に取り組むべく、文献収集を行った。この問題については、本研究期間内に論説を公表するところまでは至らなかったが、すでに日本法に関する議論の整理・分析までは終わらせることができた。今後は、ドイツにおける議論(当事者恒定主義を定めるZPO265条と訴訟承継主義を定めるZPO266条に関する議論)を調査・分析した上で、試論を組み立て、論説として公表する予定である。その際には、上記執行力の拡張に関する研究においてたどり着いた思考方法(その手続の特殊性や意義に応じた、その手続にふさわしい承継の要件を模索する姿勢)が有益であると考えている。

さらに(1)「訴訟承継」場面における議論の整理・分析を行うことで、「承継」にかかわる問題として検討されなければならない残された課題も発見することができた。すなわち、「訴訟承継主義の限界」を補うために利用されている「仮処分(処分禁止の仮処分・占有移転禁止の仮処分)」制度に関する問題である。仮処分制度は、これまで主として、その必要性から実務が先行する形で発展させられてきたものであり、学者側からの理論的な検討は未だ十分とはいえない状況である。とりわけ(1)訴訟承継の場面では、昨今、「手続保障」を理由にその拘束力(訴訟状態承認義務)を否定する見解が主張されているところであるが、そうであるとすればこの訴訟承継主義と密接な関係を有する仮処分制度のあり方についてもまた、(1)訴訟承継の場面における昨今の議論を踏まえた見直しが必要であるように思われる。逆に、仮処分制度についての研究を深めることで、(1)訴訟承継場面における問題解決への示唆を得られる可能性もある。そこで、今後は、仮処分制度のあり方と訴訟承継主義の問題について、重点的に取り組みたい。2022年度においては、その下準備として、仮処分制度に関する知識を養うために、承継とはテーマがそれるものの、仮処分に関する研究会報告も行った(参照:研究会報告「名誉毀損(誹謗中傷)に基づく侵害行為差止仮処分とその執行としての間接強制について」日本民事訴訟法学会関西支部研究会2022年6月4日)。

なお、当初の第一目的であった既判力の拡張根拠の一つとされる「実体法上の依存関係」の具体化・明確化については残された課題となったものの、本研究期間内に参考となりうるドイツ法の文献(Fervers, Die Bindung Dritter an Prozessergebnisse, Mohr Siebeck, 2022)を入手することができた。今後は、この文献の分析をもとに、研究を進めていく予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 池田 愛	4. 巻 70巻5号
2. 論文標題 抽象的作為請求となされた放射性物質の除去請求における訴えの適法性	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 関西大学法学論集	6. 最初と最後の頁 1396頁 1437頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 池田 愛	4. 巻 72巻1号
2. 論文標題 債務名義成立後の承継人に対する執行力の拡張についての一試論 - - 土地債務の譲渡に関するドイツ連邦通常裁判所の判例を素材として - -	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 関西大学法学論集	6. 最初と最後の頁 146-215頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.32286/00026981	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 池田 愛
2. 発表標題 債務名義成立後の承継人に対する執行力の拡張についての一試論 土地債務の譲渡に関するドイツ連邦通常裁判所の判例を素材として
3. 学会等名 関西民事訴訟法研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 池田 愛
2. 発表標題 名誉毀損（誹謗中傷）に基づく侵害行為差止仮処分とその執行としての間接強制について
3. 学会等名 日本民事訴訟法学会関西支部研究会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計1件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------